

# お知らせ

## 令和5年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る特例措置について

### 目的

令和5年7月10日の豪雨により、中津市では平成29年に続き多くの災害が発生しましたが、被災地域の復旧・復興に向けてできる限り早く公共施設の復旧を行う必要があるため、早期の工事着手を図ることを目的とし、次のとおり入札・契約手続きの特例措置を講じます。

### 特例措置の内容等

#### ①県が発注する災害復旧工事との現場代理人の兼任について（緩和措置）

市が発注する災害復旧工事で、随意契約の可否及び現場代理人の兼任について、県との事前協議が整い、県が発注する災害復旧工事に近接し一体的に施工することが合理的であると判断され、市が随意契約する場合、兼任を認めるものとします。

#### ②現場代理人の兼任について（緩和措置）

##### 【対象工事】

- ・兼任する3件の工事又はいずれかが令和5年7月豪雨に伴う災害復旧工事

##### 【措置内容】

- ・現行の兼任要件のうち、3件の工事場所間の距離について制限を設けず、災害復旧工事については請負代金額の制限を設けないこととします。

（現行「2件の工事の請負代金額の合計が4,000万円未満（建築一式工事のみの場合は8,000万円未満）であること。」）

#### ③専任主任技術者の兼任について（緩和措置）

##### 【対象工事】

- ・令和5年7月豪雨に伴う災害復旧工事で、工種が土木一式工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事（法面復旧）のうち、工事内容が一般的で高度な技術を要しない工事で、以下の要件を満たすもの。

1. 2件の工事場所間の距離が直線距離で概ね10km以内である。
2. 2件の工事の発注者が中津市である。
3. 2件の工事又はいずれかが上記対象工事である。
4. 2件の工事で、一体性又は連続性が認められるなど、密接な関係にある。

##### 【措置内容】

- ・専任主任技術者について、兼任を認めることとします。

（現行、諸経費調整対象工事に限って兼任可）

#### ④専任主任技術者、監理技術者の雇用要件について（緩和措置）

##### 【対象工事】

- ・令和5年7月豪雨に伴う災害復旧工事

##### 【措置内容】

- ・契約日以前に直接的な雇用関係があることとします。

（現行、入札の申込のあった日以前に三ヶ月以上の雇用関係があること。）

※なお、本通知に伴う取扱いは、令和5年11月21日以降に適用し、災害復旧が完了するまでの間適用するものとします。

※詳しくは、別紙をご確認下さい。

## ①県が発注する災害復旧工事との現場代理人の兼任について（緩和措置）

市が発注する災害復旧工事で、随意契約の可否及び現場代理人の兼任について、県との事前協議が整い、県が発注する災害復旧工事に近接し一体的に施工することが合理的であると判断され、市が随意契約する場合、兼任を認めるものとする。

### 1. 対象工事

令和5年7月豪雨に伴う災害復旧工事であること。

### 2. 兼任に係る手続き

市が県工事施工業者との随意契約・現場代理人の兼任について、県と別紙にて事前協議を行う。

《事前協議が整った場合》

市が随意契約締結後、施工業者に対して別紙の現場代理人兼任届出書の提出（県及び市の両方へ）を指導する。

## ②現場代理人の兼任の取り扱いについて（緩和措置）

現場代理人の常駐義務緩和要件の特例措置として以下のとおり取り扱うこととする。

### 1. 対象工事

兼任する3件の工事の発注者が中津市であり、いずれかが令和5年7月豪雨に伴う災害復旧工事であること。

### 2. 現場代理人の常駐義務緩和要件

現行の現場代理人兼任要件のうち、3件の工事場所間の距離については制限を設けず、災害復旧工事については請負代金額の制限を設けないこととする。

（現行：「2件の工事の間隔が直線距離で概ね10km以内であり、請負代金額の合計が4,000万円未満（建築一式工事のみの場合は8,000万円未満）であること。」）

### 3. 兼任に係る手続き

現行の現場代理人兼任届により行うこととする。

### ③専任主任技術者の兼任の取り扱いについて（緩和措置）

専任主任技術者の兼任の特例措置として以下のとおり取り扱うこととする。

#### 1. 対象工事

令和5年7月豪雨に伴う災害復旧工事であり、工種が土木一式工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事（法面復旧）のうち、工事内容が一般的で高度な技術を要しない工事であること。

#### 2. 専任主任技術者の兼任

上記対象工事に配置される専任主任技術者について、次の条件をすべて満たす場合において、建設業法施行令第27条第2項の規定により2件まで兼任を認める。

- (1) 2件の工事場所間の距離が直線距離で概ね10km以内である。
- (2) 2件の工事の発注者が中津市である。
- (3) 2件の工事又はいずれかが上記対象工事である。
- (4) 2件の工事で、一体性又は連続性が認められるなど、密接な関係にある。

#### 3. 兼任に係る手続き

現行の現場代理人兼任届により行うこととし、様式中“現場代理人”を“専任主任技術者”と読み替えて使用することとする。

### ④専任主任技術者、監理技術者の雇用要件の取り扱いについて（緩和措置）

配置技術者の雇用要件の特例措置として以下のとおり取り扱うこととする。

#### 1. 対象工事

令和5年7月豪雨に伴う災害復旧工事であること。

#### 2. 専任主任技術者、監理技術者の雇用関係

上記対象工事に配置される専任主任技術者及び監理技術者について、監理技術者制度運用マニュアルにより、受注者との間に、契約日以前に直接的な雇用関係があることを要件とする。（現行：入札の申込のあった日以前に三ヶ月以上の雇用関係があること。）

#### 3. 雇用関係の確認

雇用関係の確認については、従来通り、健康保険被保険者証の写し等により行う。

なお、契約書提出時に社会保険の加入手続き中のため健康保険被保険者証が添付できない場合は、雇用契約書の写しや雇用証明書等により確認を行う。